

## 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約（単独型）に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。応募のための簡易プロポーザル作成に当たっては、以下の事項に留意した上で、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612, 6613）あてにお願いします。

2013年5月8日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

### 【1. 簡易プロポーザル提出の資格】

簡易プロポーザル提出の有資格者は、平成25・26・27年度全庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者又は国際協力人材登録している者に限られます。

また、法人の場合、日本国で施行されている法令に基づき登録されている法人、個人（法人に所属する個人を含む。）の場合、日本国籍を有する方に限ります。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、簡易プロポーザル提出の資格がありません。

国際協力人材登録者については、公示案件に応募する際、調達部受付（機構本部1F）（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）へ、簡易プロポーザル及び見積書とともに以下の（1）～（3）の書類（すべて原本が必要。コピーは不可。）を提出（郵送又は持参にて必着）していただく必要があります。

（1）住民票又は住民票記載事項証明書（海外在住の場合は、在留証明書）

平成15年10月以降（機構発足後）に国際協力人材部人材確保課又は調達部計画課に住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかを提出した方は不要です。

なお、国際協力人材登録を一度削除されて、新たに登録を行う方は改めて住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかの提出が必要となります。

（2）納税関係書類

1）納税証明書「その3の2」（未納額がない証明書：税務署発行のもの）

ただし、給与所得者の場合は源泉徴収票で可とします。

2）住民税納税証明書（区市町村発行のもの）

注1）各年の納税証明書の発行時期については、発行機関によって多少差異がありますので、各機関へ直接お問い合わせ下さい。発行時期に達していないため、当年度分の納税証明書を提出できない場合、または、納期経過未納額がある場合は、昨年分の納税証明書を提出して下さい。

注2）以下の方については、納税関係書類の提出は不要です。

a．当年度において、2回目以降のプロポーザル提出となる方（ただし、納税関係書類の有効期間が過ぎている場合は、再度提出が必要です。）

b．過去に海外に居住し、納税関係書類を提出できない方（ただし、海外居住の旨を記載した住民票を提出願います。）

c．被扶養者等納税義務のない方（ただし、非課税証明書を提出願います。）

d．現在海外に居住している方（ただし、在留証明書を提出願います。）

（3）消費税課税事業者届出書の控

消費税課税対象者は、上記の納税関係書類に加え、2年以内の税務署受付印のある消費税課税事業者届出書の控を提出してください。

この他、所属先を有する方については、派遣について所属先の同意が得られない場合は派遣できませんので、簡易プロポーザル提出前に必ず所属先の承認確認をお願いします。

また、国際協力人材登録者については、契約交渉時に過去1年以内の健康診断書（写）の提示をお願いします。

### 【2. 提出書類】

簡易プロポーザル作成に際しては、「プロポーザル作成要領」を十分参照願います。

「プロポーザルの作成要領」は、機構ホームページ「調達情報」中「コンサルタント等の調達」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）を参照してください（ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

簡易プロポーザルは、以下の3つの文書から成ります。様式がありますので、上記の「プロポーザル作成要領」及びホームページ（同上）を参照願います。

（1）簡易プロポーザルの提出の頭紙

（2）簡易プロポーザル本体

業務の実施方針、業務従事者の経験・能力等

（3）見積書

見積書は簡易プロポーザルとは別に密封して下さい。なお、婚姻等で姓が変更になった場合は新しい姓で簡易プロポー

ザルを作成して下さい。また、変更後は必ず旧姓を併記して下さい。

### 【3．プロポーザルの提出方法】

簡易プロポーザルは、提出期限（時刻）までに、持参して下さい。郵送の場合は提出期限（時刻）必着とします。

### 【4．情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（[http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)）

#### （1）公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、

助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

#### （2）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ．契約相手方の直近3か年の財務諸表における当機構との取引高

ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ．一者応札又は応募である場合はその旨

#### （3）当機構の役員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

#### （4）情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

### 【5．プロポーザルの無効】

提出されたプロポーザルが次の事項に該当した場合、プロポーザルは無効となりますので、ご注意ください。

（1）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

（2）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

（3）同一提案者（コンサルタント企業等）から、同一の案件に対し、従事予定者が異なる2通以上のプロポーザルが提出されたとき

（4）プロポーザル提出者が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき

（5）JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年細則（調）第42号）に基づく指名停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき

（なお、プロポーザルの提出後であってもプロポーザル審査結果の通知前に指名停止を受けた者を含みます。）

（6）虚偽の内容が記載されているとき

（7）前項に掲げるほか、業務指示書又はコンサルタント等契約関連規程に違反したとき

### 【6．業務期間重複によるプロポーザル提出の制限】

（1）既に受注している案件または契約交渉中の案件と業務期間が重なる業務従事予定者を配置して応募することは認められません（ただし、業務期間を調整して重複を避けることができる場合、応募に支障ありません）。

（2）プロポーザルの提出期限を同じにする複数の案件に、業務期間が重なる業務従事者を配置して応募することはできません。

（3）業務期間が重複する可能性のあるJICAの他の業務実施契約（単独型）案件に応募し、選定結果が未通知である業務従事者を配置して応募する場合、応募中の案件を含めて2案件までであれば応募することができます。

### 【7．その他】

（1）登録制度は廃止いたしました。当機構にて行っております契約競争やコンサルタント契約に関心を持っていただいている方の情報をとりまとめたく、「情報シート」の提出をお願いしておりますので、ご対応の程よろしくお願い致します。

詳しくは、機構ホームページ「調達情報」>「事前資格審査制度」をご確認ください。情報シートの様式も掲載しております。

（2）不採用になったプロポーザル（正）及び見積書（正）は返却可能です。選定結果の通知日から2週間以内に、返却を希望する旨を調達部担当契約課にご連絡ください。連絡がない場合は機構で処分します。

（3）プレゼンテーションを行う案件については、原則、公示にて指定された場所においてプレゼンテーションを実施することとします。これによりがたい場合は、調達部担当者にご相談ください。なお、条件がそろわない場合には、プレゼンテーションを実施いただけないこともあります（その際は、プレゼンテーションの評価点がゼロとなります。）ので、ご承知おきください。

（4）航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規制引航空運賃の利用について／通知（PR）第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規制引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

なお、業務に含まれる国内での会議等に出席するための旅費・交通費については、諸経費に含まれるとの整理をしていますので、支給の対象とはなりません。

（5）先方政府から日本国政府に対して要請のあった専門家を派遣するための契約案件については、専門家を派遣する際には最終的に専門家の履歴を示した上で、先方政府の受入れを確認することが必要となります。

このため、先方政府からの受入れ確認が得られることが契約成約の条件となり、契約は受入れ確認が得られた後の締結となりますので、予めご承知おき願います。

番号： 8 国名：セネガル 担当：人間開発部  
案件名：セネガル日本職業訓練センター機能強化プロジェクト（重機保守2（スタータ・ジェネレータ））

1 今回契約予定のコンサルタント  
重機保守2（スタータ・ジェネレータ） 2号

2 契約予定期間： 全体 2013年6月下旬から2013年9月下旬まで  
業務予定期間（日数） 準備期間 派遣期間 整理期間 M/M  
重機保守2（スタータ・ジェネレータ） 3 4 5 2 1.7 5  
（国内：0.25 M/M、現地：1.50 M/M）

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所  
簡易プロポーザル：正1部写4部  
見積書：正1部写1部  
提出期限：5月22日(12時まで)  
提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

#### 4 プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針
- |                    |    |
|--------------------|----|
| ア 業務方針の的確性         | 6  |
| イ 業務方法の整合性、現実性等    | 12 |
| ウ 当該業務実施上のバックアップ体制 | 2  |
- (2) 業務従事者の経験能力等
- |                               |    |
|-------------------------------|----|
| ア 担当事項：重機保守2（スタータ・ジェネレータ）     |    |
| （ア） 類似業務の経験                   | 40 |
| （イ） 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 | 8  |
| （ウ） 語学力                       | 16 |
| （エ） その他 学位、資格等                | 16 |
- （計100点）

#### 5 記載時留意事項

語学の種類：英語またはフランス語（語学は認定書（写）を添付してください。）  
対象国/地域：セネガル/全途上国  
類似業務：重機整備の指導に係る各種業務

#### 6 条件

補強認めない。  
参加資格のない社等：特になし。

#### 7 業務の背景と目的

セネガル国は、2006年に策定した第二次貧困削減戦略文書（PRSP2）において、富の創出、基礎社会サービス、グッドガバナンスと地方開発、及び社会保護・災害予防・管理を柱とし、雇用創出の観点から技術教育・職業訓練分野の強化を重視している。

セネガル日本職業訓練センター（CFPT）は、技術者資格取得者（BTI）養成の為、1984年に我が国の無償資金協力を得て建設され、我が国の技術協力により職業訓練指導員の能力開発が行われた。その後も、上級技術者取得コース（BTS）への支援等、日本の協力を得て、産業界のニーズに基づく職業訓練を実施する総合的能力を備えつつある。

このたびCFPTは、労働需要およびセネガル国内の他の職業訓練機関の動向をふまえ、自動車整備学科及び電子科を改編し、新たに重機保守科および建設設備保守科を開設することとした。これら2学科の開設へ向けて、セネガル政府は我が国に対して無償資金協力を要請し、施設・機材が整備された。本技術協力は、同無償資金協力との一体的実施を視野に入れたプログラムとして、カリキュラム開発やシラバスの整備、指導員育成などを通じて、新学科の適切な運営を支援することを目指している。

本専門家は、CFPTをカウンターパート（以下「C/P」）機関として、新規開講した重機保守科において、指導員の能力強化と、カリキュラム、シラバス、及び指導員用教材の開発と、研修計画の策定に関する一連の業務を支援することを目的に派遣するものである。本分野のこれまでの活動としては、2012年1-3月（3ヶ月間）に派遣された専門家により、CFPTにて進められているカリキュラム、シラバス、及び指導員用教材の開発にかかる情報収集・整理がなされた。また、2012年10-2013年1月（3ヶ月間）に派遣された専門家により、工具類の維持管理体制整備と重機類の分解・組立に関する技術指導がなされた。また、コマツ社が現地に持つコマツ・ダカール・トレーニングセンターにおいて、新規開講時の指導員に対する延べ約3ヶ月間の研修が実施されている。本専門家はこれら活動を引継ぎ、これら活動の継続的な進捗支援と、指導員の能力強化に向けた技術移転が求められている。

なお、重機保守科への協力としては、本専門家による現地技術指導およびカリキュラムや教材開発の前に、別の専門家（重機保守1（ディーゼル））による現地における技術研修が、また、本専門家の派遣後には、本邦における技

術研修が想定されており、本専門家業務としては、これら一連の支援との技術分担・連携を意識した、効率的な技術移転が求められる。

さらに、本プロジェクトでは、2011年10月より長期専門家(チーフアドバイザー/職業訓練マネジメント)(以下「総括専門家」とする)が派遣されており、C/P機関との協力にてプロジェクト活動が進められていることから、本専門家の活動に際しては、総括専門家との適切な情報共有と進捗相談が求められている。

## 8 業務の範囲及び内容

本コンサルタントは、CFPT重機保守科(BTSコース)の適切な運営へ向けて、C/P機関に対し以下の内容について協力をを行う。

- (1) 重機保守科の指導員(2-4名)への技術指導の実施
- (2) 重機保守科の指導員用教材の開発に向けた技術的助言
- (3) 重機保守科の研修計画、及び指導員育成計画の策定への支援

具体的な担当事項は次のとおりとする。

### 【重機保守2(スター・ジェネレータ)】

- (1) 国内準備期間(2013年6月下旬～2013年7月上旬)
  - ア プロジェクト関係資料(各種報告書等)から、プロジェクト全体像、今次業務の位置づけ、C/P機関の現状と課題などを把握する。
  - イ JICA人間開発部と、活動の進め方を相談・協議する。
  - ウ 業務計画書(和文及び英文または仏文)を作成し、JICA人間開発部へ提出する。
- (2) 現地派遣期間(2013年7月中旬～2013年8月下旬)
  - ア 現地業務開始時に、C/P機関、JICAセネガル事務所へ業務計画書を提出し、内容を確認する。また、総括専門家に同計画書の説明を行い、適宜、進捗報告を行う。
  - イ CFPTの求める技術内容・レベルを確認し、技術移転研修計画を策定する。その際に、先行して派遣されている専門家とも相談のうえ、C/Pにとって適切な技術内容・レベルを検討する。なお、これまでにCFPT側から示され、本専門家に期待する技術指導内容は以下のとおり。
  - (ア) スターターモーター、ジェネレーターの分解・組立・整備・調整・測定と指導書の作成
    - a スターターモーター
    - b ジェネレーター
  - ウ 重機保守科の研修計画策定に際し、民間連携でのインターン実施の可能性を検討の上、その実行と研修計画への組み込みへ向けた支援を行う。重機保守科のカリキュラム検討にあたるワークショップには、セネガルで活動する重機関連民間企業(9-10社)からの参加を受けていることから、これら企業との連携を検討する事が考えられる。
  - エ 現地業務結果報告書(英文または仏文)を作成し、C/P機関、JICAセネガル事務所、および総括専門家へ報告する。
- (3) 帰国後整理期間(2013年9月上旬)

現地派遣期間中に現地業務結果報告書を用いて実施した最終報告会での議論を踏まえ、専門家業務完了報告書(和文)を作成し、成果の発現状況や、CFPTにおける重機保守科の運営と技術能力向上に関する今後のプロジェクト活動への提言をとりまとめ、JICA人間開発部へ報告する。必要に応じて帰国報告会を実施する。

## 9 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(3) 専門家業務完了報告書とする。

- (1) 業務計画書  
契約約款第2条及び附属書「仕様書」第7条に基づき、契約締結から10日以内に業務計画書を提出する。  
和文3部(JICA人間開発部、JICAセネガル事務所、プロジェクト)  
英文または仏文4部(C/P機関、JICA人間開発部、JICAセネガル事務所、プロジェクト)
- (2) 現地業務結果報告書  
英文または仏文4部(C/P機関、JICA人間開発部、JICAセネガル事務所、プロジェクト)
- (3) 専門家業務完了報告書  
和文1部(人間開発部)

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データを併せてJICA人間開発部へ提出する。

## 10 特記事項

- (1) 業務実施上の留意点
  - ア 本専門家は、プロジェクトの他の専門家との適切な情報共有、進捗相談が望まれる。派遣中および派遣予定専門家は以下のとおり。
  - (ア) プロジェクトリーダー/職業訓練マネジメント：2011年10月～2013年10月(2年間)：1名
  - (イ) 重機保守1(ディーゼル)：2013年6月上旬～2013年7月中旬(1.5カ月間を予定)：1名
  - (ウ) 建設設備保守科 内線技術：2013年6月(1ヶ月間)：1名
  - イ 現地業務に際しては、必要に応じてJICAにて現地通訳・翻訳(英 仏)を手配する予定。  
航空券・旅費(日当・宿泊費)は契約に含む。なお、積算可能な費用項目については  
[http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_gt/index\\_201301.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/index_201301.html)  
プロポーザルの提出(見積書)を参照のこと。

(2) プロポーザル提案事項

業務実施方針をプロポーザルにて提案すること。

(3) 参考資料

本件に係る資料は、JICA人間開発部社会保障課（03-5226-8334）にて閲覧できます。

(4) 必要予防接種 黄熱病：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が必要です。

(5) その他

特になし